

電波監理審議会（第925回）議事要旨

1 日 時

平成19年12月12日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

羽鳥 光俊（会長）、井口 武雄（会長代理）、小舘 香椎子、濱田 純一

(2) 電波監理審議会審理官

西本 修一

(3) 幹事

石田 修司（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

寺崎総合通信基盤局長、田中電波部長、小笠原情報通信政策局長、河内官房審議官他

4 議 事 模 様

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案について

（19.10.3諮問第36号）

インマルサットB G A N型の移動衛星通信システムについて、人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、船舶搭載及び車載を可能とする無線設備の追加に係る無線設備規則の一部を改正する省令案について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第437回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(2) 2 G H z 帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画に係る認定の取消しについて

（19.11.14諮問第40号）

アイピーモバイル株式会社に対する2 G H z 帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定の取消しについて、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第438回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(3) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立ての付議について

(付議第23号)

平成19年12月12日付けで付議された、総務大臣が行った平成19年総務省告示第556号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立てについて、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があった。

なお、本件は、電波法の規定により、当審議会において審理を行う必要があるため、審議した結果、本件審理を主宰する審理官として西本修一を指名した。

ア 総務省の説明

本件は、平成19年3月23日付け、同年5月16日付け、同年7月11日付け、同年9月12日付け及び同年11月14日付けで電波監理審議会に付議した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てと類似の案件である。今般、新たに平成19年1月12日付け、平成19年1月16日付け及び平成19年10月4日付けで官報告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定について、その取消しを求める異議が申し立てられたものである。

まず、異議申立ての年月日については、平成19年11月13日に異議申立てがなされたものであり、異議申立人は付議第1号から付議第4号まで及び付議第22号と同様に115名である。

異議申立てに係る処分については、平成19年1月12日付け、平成19年1月16日付け及び平成19年10月4日付けで官報告示された型式指定処分15件である。

これに基づき、総務省で形式審査した結果、異議申立期間、異議申立人の申立資格及び代表者等の資格の証明を除いて「適」としている。異議申立期間については、行政不服審査法第45条において異議申立ては処分を知った日から60日以内にしなければならないと規定されているため、平成19年1月12日付け及び平成19年1月16日付けで官報告示された処分については、却下とした。異議申立人の申立資格については、総務省としては、電波監理審議会の審理の中で釈明を求めていきたいと考えているため審査留保としている。また、代表者等の資格証明については、不備部分について補正を求めているが、補正後の文書がまだ提出されていないため、審査留保としている。しかし、補正を求めている内容が審理を行う上で、実質的な支障を生じさせるものではないため、電波法第85条の規定に基づき、電波監理審議会の議に付するものである。

イ 主な質疑応答

・今回、平成19年1月12日付け及び平成19年1月16日付けで官報告示された処分について申し立ててきた理由はあるのか、との質問に対し、今となって申し立ててきた理由は不明

だが、異議申立人が今まで申し立ててきた付議第1号から付議第4号まで及び付議第22号において異議申立ての対象となっている型式指定処分には含まれていない処分であるとの回答があった。

(4) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立ての付議について

(付議第24号)

平成19年12月12日付けで付議された、総務大臣が行った平成19年総務省告示第524号及び平成19年総務省告示第556号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てについて、総務省より以下のとおり説明があった。

なお、本件は、電波法の規定により、当審議会において審理を行う必要があるため、審議した結果、本件審理を主宰する審理官として西本修一を指名した。

○ 総務省の説明

本件は、平成19年9月18日付け及び平成19年10月4日付けで官報告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定の取消しを求める異議が申し立てられたものである。

まず、異議申立ての年月日については、平成19年11月14日に異議申立てがなされたものであり、異議申立人は個人1名となっている。

異議申立てに係る処分については、平成19年9月18日付け、平成19年10月4日で官報告示された型式指定処分19件である。

これに基づき、総務省において形式審査した結果、異議申立人の申立資格を除き、「適」としている。異議申立人の申立資格については、異議申立人は放送受信者として申し立てているが、申立人はアマチュア無線局の免許人でもあることから、今後具体的な法的利益について事実関係が明らかになる可能性もあることから、総務省としては、電波監理審議会の審理の中で釈明を求めていきたいと考えているため、審査留保としている。

(5) 放送用周波数使用計画の一部変更案について

(諮問第41号)

多摩及び御殿場の地上デジタル放送の中継局に係るチャンネル等の変更に係る放送用周波数使用計画の一部変更案について、次のとおり総務省より説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

放送局で使用する周波数、チャンネル及び空中線電力のうち、親局の放送局並びに空中線電力が3Wを超える大規模な中継局については、あらかじめ放送用周波数使用計画において規定

することとなっている。

本件は、東京都の多摩の中継局及び静岡県御殿場の地上デジタル放送の中継局に係る規定を変更するものである。

まず、多摩の中継局については、現在のアナログ放送において、東京タワーと多摩の中継局と八王子の中継局でカバーしているエリアを、地上デジタル放送においても東京タワーと多摩の中継局によってカバーできるという見通しで放送用周波数使用計画を策定していたが、実際東京タワーからデジタル放送の電波を出し、その電波の強さを測定したところ、八王子の一部で、当初東京タワーの電波が届くと考えられていた一部の地域で、良好に受信できないエリアがあるということが、また多摩の当初予定していた中継局のエリアのほとんどの場所において、東京タワーからの電波が良好に受信できるということが判明した。

一方、多摩のエリアの中の一部2地区については、多摩の中継局からの電波も同様に十分に届いていないということが判明し、また、多摩の中継局を当初の予定どおり置局した場合には、多摩の中継局と東京タワー等との関係によって、地上デジタル放送においてデジタル混信が3,000世帯程度発生するという懸念があるということがシミュレーションにより判明をした。

このため、この東京タワーと多摩の中継局によってカバーできないエリアの電波をカバーをしていくこと及びデジタル混信の発生を抑えるため、放送用周波数使用計画の一部を変更するものである。

また、静岡県御殿場の中継局については、当初関東地区との混信を回避するため、現在のアナログ放送の中継局の設置場所と異なる場所に地上デジタル放送の中継局を設置するという予定で、放送用周波数使用計画を策定していたところである。しかし、実際に電界強度測定を行ったところ、山ろくの樹木等の影響により、当初予定していた中継局から電波を出した場合、御殿場の3,000世帯余りで電波が良好に受信できないということが判明したため、この地域をカバーするためにデジタルの中継局の設置場所を変更し、デジタル混信を回避するため同時に通信出力及びチャンネル変更を行うため、放送用周波数使用計画の一部を変更するものである。

イ 主な質疑応答

- ・ 樹木の影響により電波を良好に受信できないとあるが、樹木はどの程度受信状態に影響を与えるものなのか、との質問に対し、1本、2本であれば影響はないが、森林があると影響が出ることになるが、本件の場合は、山の森林の影響により電波の受信状態に影響が出た、との回答があった。

(6) その他

国際電気通信連合（ITU）2007年世界無線通信会議（WRC-07）の結果、広帯域電

力線搬送通信設備の型式指定処分に係る付議（付議第5号）の取消し及び2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画認定に係る電波監理審議会委員によるヒアリングの結果について、総務省から報告があった。

（文責：電波監理審議会事務局）